

令和 8 年度
朝霞第三小学校 P T A 定期総会

日時：令和 8 年 5 月 14 日（木） 午後 3 時より

場所：朝霞第三小学校 体育館

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 議長選出及び書記委嘱
- 5 議事
 - ① 令和 7 年度 事業報告
 - ② 令和 7 年度 決算及び監査報告
 - ③ 令和 8 年度 役員・会計監事承認
 - ④ P T A 規約の一部改定について
 - ⑤ 令和 8 年度 事業計画案審議
 - ⑥ 令和 8 年度 予算案審議
 - ⑦ 埼玉県 P T A 安全互助会について
- 6 令和 8 年度各部理事紹介
- 7 教職員紹介
- 8 閉会のことば

令和七年度事業報告

一 内 部 関 係 一

学 級 部

4月4日	理事決め選出についてのお知らせ棚入れ
4月22日～24日	理事選出司会
5月13日	新旧顔合わせ
5月27日	PTA会費集金
7月4日	卒業対策費集金のお知らせ配信
10月8日	卒業対策費集金のお手紙配布
11月8日	卒業対策費集金
3月13日	部会

総 務 部

5月13日	新旧顔合わせ
9月18日	除草活動
	ベルマーク集計
10月2日	親子除草
2月17日	校内美化活動(窓拭き)
2月17日	ベルマーク集計
3月5日	親子除草、窓拭き

ふれあい実行委員会

5月13日	新旧顔合わせ
5月27日	参加団体への案内を教頭へ依頼
5月29日	移動動物園へ依頼・見積取得
6月30日	各参加団体へ申込書配布
7月4日	第一回推進委員会/参加団体顔合わせ
	確認事項洗い出し
7月22日	配置図案作成
9月19日	第二回推進委員会/駐車場・ボランティア等確認
	作業班決め
9月26日	校内備品在庫、各部屋の確認
	第一回実行委員会/作業班顔合わせ、作業表作成、看板等確認
10月24日	校内備品確認
	第二回実行委員会/まつり準備、当日作業確認、看板作成等
11月7日	前日準備作業
11月8日	ふれあいまつり当日
12月5日	第三回推進委員会/参加団体へのお礼、振り返り

校 外 指 導 部

5月13日	新旧顔合わせ
7月3日	スクールガードリーダー養成講習会出席
8月18日～24日	通学路整備
9月18日	総務管轄 校内美化活動参加(除草活動)
2月17日	総務管轄 校内美化活動参加(窓拭き)

執 行 部

5月13日	PTA定期総会
	PTA総会にて互助会に関する説明
	互助会参加の確定人数と総会の委任状送付
7月15日	いなほ発行
3月5日	部会
(会計担当)	
4月22日	後期会計監査
4月24日	集金日に関する手紙と資料の作成
5月22日	集金準備
5月26日	集金袋棚入れ依頼
5月27日	PTA会費集計、納入手続き
	安全互助会費の納入
6月10日	後日集金・諸経費出入金
7月2日	後日集金・入金
7月10日	後日集金・入金
9月22日	広報いなほ代振込・諸経費出金
10月23日	前期監査準備
11月18日	前期会計監査
1月22日	来年度予算打ち合わせ
1月26日	卒業式紅白饅頭、花の発注、支払い
(校外担当)	
7月29日	一学期通学路パトロール結果報告、通学路整備のお知らせ配信
10月15日～11月23日	次年度在校生、新入生(見込み数)を含めた登校班編成
11月26日～12月15日	各班へ次年度登校班編成についてのアンケート(意向伺い)実施
12月15日～2月20日	各班意向を踏まえ登校班編成
12月22日	二学期通学路パトロール結果報告
2月25日	次年度登校班名簿棚入れ
3月25日	三学期通学路パトロール結果報告、次年度パトロール表配布

— ソフトボール部 —

9月27日	除草活動
11月8日	ふれあいまつり 参加
12月7日	市内PTAソフトボール大会 参加

— バレーボール部 —

8月27日	代表者会議
8月29日	二中PTA・五小PTAと練習試合
8月30日	アサカスリーと練習試合
9月7日	PTAバレーボール大会 参加
9月20日	除草活動
その他	練習日 第1・3月曜日 五中体育館
	第2・4火曜日 三小体育館

令和8年度PTA備品

ソフトボール部

バレーボール部

会議用テーブル	20	道具運搬キャリーカート	1	バレーボール部	8
裁断機	1	バット	8	バレーボール用バッグ	4
ラミネーター	1	ソフトボール	25	タイマー	1
電卓	13	折りたたみ式ネット	1	空気入れ	1
シュレッダー	1	ヘルメット	5		
会議用椅子	42	ベース	4		
腕章(青)	24	バットケース	1		
腕章(黄)	37	グローブ	2		
製版機	1	キャッチャー道具	1		
パソコン	2				
プリンタ	2				

令和7年度決算書

収入の部

令和8年3月31日現在

項 目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	比較増減	付 記
1. 会 費	636,000	641,000	5,000	1,000円×602世帯+教職員39名 安全互助会費含む
2. 繰 越 金	329,600	329,600	0	
3. 補 助 金	250,000	250,000	0	朝霞市ふれあい推進事業補助金
4. 雑 収 入	3,500	2,281	▲ 1,219	記念品費戻し入れ、貯金利息
合 計	1,219,100	1,222,881	3,781	

支出の部

項 目		支出項目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	比較増減	付 記
運 営 費	1. 需 用 費	1. 会 議 費	5,000	0	5,000	共通会議費
		2. 渉 外 費	1,000	0	1,000	朝霞市保護者連絡会議参加予定なしの為
		3. 交 通 費	1,000	100	900	校区外交通費
		4. 通 信 費	5,000	2,057	2,943	郵送料,銀行手数料
		5. 消 耗 品 費	60,000	50,545	9,455	用紙・封筒・各部必要物品等
		6. 吊 費	10,000	0	10,000	
		7. 記 念 品 費	10,000	10,000	0	転退職職員へ
		小 計	92,000	62,702	29,298	
	2. 活 動 費	1. 広 報 費	70,000	60,913	9,087	「いなほ」発行代
		2. 緑 化 費	20,000	3,420	16,580	環境美化に関わる費用
		3. ふれあい実行費	255,000	250,000	5,000	開催活動費（市からの補助金含む）
		4. 白衣修繕費	1,000	993	7	給食白衣のボタン代等
		小 計	346,000	315,326	30,674	
	3. 児 童 福 祉 費	卒業記念品費	155,000	145,580	9,420	紅白饅頭・胸花・花代
		4. 会 員 福 祉 費	部活動補助金	60,000	60,000	0
5. 備 品 費		備品購入及び修繕	5,000	0	5,000	
6. PC関連積立金			20,000	20,000	0	PC関連通帳へ振替
7. 周年行事積立金			250,000	250,000	0	周年行事用通帳へ振替
8. 予 備 費			131,100	0	131,100	
運 営 費 合 計			1,059,100	853,608	205,492	
教 育 振 興 費			70,000	70,000	0	学校行事協力費
安 全 互 助 会 費			90,000	82,420	7,580	傷害保険費
総 計			1,219,100	1,006,028	213,072	

(単位：円)

収支差引 1222881 - 1006028 = 216853

を次年度へ繰り越します。

P C 関連購入積立金決算書

令和8年3月31日現在

収 入		支 出	
前年度繰越金	387,412		
7年度積立金として	20,000		
利息	653		
合 計	408,065	合 計	0

差引合計 $408,065 - 0 = 408,065$ 円

周年行事積立金決算書

令和8年3月31日現在

収 入		支 出	
前年度繰越金	200,085		
7年度積立金として	250,000		
貯金利息	633		
合 計	450,718	合 計	0

差引合計 $450,718 - 0 = 450,718$ 円

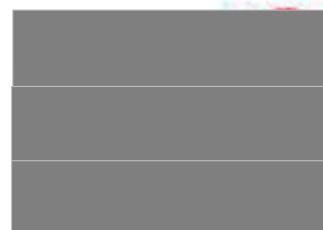
上記の通り報告いたします。

令和8年5月14日

朝霞第三小学校PTA

会長

会計



監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年5月14日

会計監事



ベルマーク

(単位：点)

令和7年度 集計

16220.5

今までの積立分と令和7年度分を合わせて、次年度に171238.4点繰り越します。

令和8年度予算書

収入の部

(単位：円)

項 目	令和7年度予算額	令和8年度予算額	比較増減	付 記
1. 会 費	636,000	630,000	▲ 6,000	1,000円×591世帯+教職員39名 安全互助会費含む
2. 繰 越 金	329,600	216,853	▲ 112,747	
3. 補 助 金	250,000	250,000	0	朝霞市ふれあい推進事業補助金
4. 雑 収 入	3,500	3,500	0	令和6年度戻し入れ、貯金利息等
合 計	1,219,100	1,100,353	▲ 118,747	

支出の部

項 目		支出項目	令和7年度予算額	令和8年度予算案	比較増減	備 考
運 営 費	1. 需 用 費	1. 会 議 費	5,000	1,000	▲ 4,000	共通会議費・校外会議費補助
		2. 渉 外 費	1,000	1,000	0	
		3. 交 通 費	1,000	1,000	0	校区外交通費
		4. 通 信 費	5,000	5,000	0	郵送料・銀行手数料
		5. 消 耗 品 費	60,000	50,000	▲ 10,000	用紙・トナー・白衣修繕用品・各部必要物品等
		6. 吊 費	10,000	10,000	0	
		7. 記 念 品 費	10,000	15,000	5,000	転退職職員へ
		小 計	92,000	83,000	▲ 9,000	
	2. 活 動 費	1. 広 報 費	70,000	70,000	0	「いなほ」発行代
		2. 緑 化 費	20,000	5,000	▲ 15,000	環境美化に関わる費用
		3. ふれあい実行費	255,000	255,000	0	開催活動費（市からの補助金含む）
		4. 白衣修繕費	1,000	0	▲ 1,000	消耗品費へ統合
		小 計	346,000	330,000	▲ 16,000	
	3. 児 童 福 祉 費	卒業記念品費	155,000	155,000	0	紅白饅頭・胸花・花代
	4. 会 員 福 祉 費	部活動補助金	60,000	30,000	▲ 30,000	ソフトボール・バレーボール補助金
	5. 備 品 費	備品購入及び修繕	5,000	5,000	0	
	6. PC関連積立金		20,000	20,000	0	パソコン・プリンターの購入と修繕
	7. 周年行事積立金		250,000	250,000	0	創立150周年にむけて
	8. 予 備 費		131,100	77,353	▲ 53,747	
運 営 費 合 計			1,059,100	950,353	▲ 108,747	
教 育 振 興 費			70,000	70,000	0	学校行事協力費等
安 全 互 助 会 費			90,000	80,000	▲ 10,000	傷害保険費
総 計			1,219,100	1,100,353	▲ 118,747	

収支差引残金なし

上記の通り提案いたします。

朝霞第三小学校PTA会長



令和8年度 役員および会計監事

会長	
副会長	
書記	(教職員)
会計	(教職員)
会計監事	(教職員)

令和8年度 PTA事業計画

担当	事業	摘要
学級部	学級・学年PTAの統括	・ PTA会費の集金 ・ 新学年の役員決めの司会進行 ・ 学級費の監査 ・ 卒業対策委員の運営
総務部	ベルマーク活動	・ ベルマーク集計協力と推進活動
校外指導部	校内環境整備活動	・ 校内の除草及び校内清掃
ふれあい 実行委員	ふれあいまつり	・ ふれあいまつりの開催 ・ ふれあい系の統括
執行部	・ PTA活動内容の適宜見直し、関係各所との協議 ・ 学校や保護者代表連絡会等との連絡窓口	・ 総会、役員会、理事会等の開催 ・ 登校班編成 ・ 各種研修会等への参加 ・ PTA会員へ学校主催行事への参加協力依頼 ・ 行政機関が実施するPTA関連事業への参加協力 ・ 各部主催事業への参加協力

※今後の社会情勢により変更になる可能性があります。

朝霞第三小学校PTA規約

第 1 章 名 称

第1条 この会は朝霞第三小学校PTAという。

第 2 章 目的および活動

第2条 この会は、児童のしあわせと健全な成長を図る事を目的とし、親と教師が協力して家庭・学校および社会における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、人間性を尊重する教育環境と社会環境を実現させるため、家庭と学校が一体となって努力する活動組織です。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. よい父母、よい教師となるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 国および地方公共団体教育予算の充実を図るように努める。
5. その他、目的達成に必要な活動をする。

第 3 章 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は、教育委員会・学校当事者に対し、学校問題に関して意見を述べ、または参考資料を提供し、あるいはそれに協力するが、学校の教育経営や人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第5条 この会の会員となることのできる者は本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者、本校に勤務する職員である。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第7条 この会の会員は朝霞市保護者連絡協議会の会員となる。

第 5 章 経 営

第8条 この会の活動に要する経費は会費・事業収入・自発的寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第9条 会費は年額1000円とする。

第10条 この会の経理は、総会において議決され、予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第 6 章 役 員

第 13 条 この会の役員は次のとおりである。

会長、副会長、書記、会計 2 名以上(うち教職員 1)

第 14 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は 2 年(会計監事は 1 年)とする。ただし、自薦による再任を妨げない。
2. 会長に欠員が生じた時は、役員が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は 1 児童に対し任を得て任期を全うした時、家庭単位として役員及び各部理事を永年免除とする。ただし、自薦による再任を妨げない。

第 15 条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、総会および各理事会を招集する。
2. 会長は、各会議の議長を委嘱することができる。
3. 会長は、すべての集会に出席して意見を述べることができる。
4. 役員は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
5. 書記は、総会および各理事会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。また、記録・通信その他の書類を保管する。さらに会長の指示に従ってこの会の事務を行う。
6. 会計は、総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。また、定期総会の都度会計報告をする。さらにこの会の財産を管理し、予算の立案に協力する。

第 7 章 会 計 監 査

第 16 条 この会の経理を監査する為、3 名の会計監事を置く。保護者 2 名、教職員 1 名、任期 1 年とし、総会で会員より選出する。

第 8 章 総 会

第 17 条 総会は、会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。定期総会は毎年 1 回開かれる。総会は事業報告・決算報告の承認、事業計画および予算の審議、役員の承認、その他重要事項に関する審議ならびに承認などを行う。

第 18 条 臨時総会は、各理事会ならびに会長が必要と認めた時、会員の五分の一以上の要求があった時、開かれる。

第 19 条 総会の定足数は、出席会員数とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 9 章 常任理事会・合同理事会および各種部会

第 20 条 常任理事会は、この会の役員・各部代表・校長・教頭および教師理事で構成され、事業推進のために協議・調整・決定等を行う。

常任理事会は原則として年数回開催され、議事は出席者の過半数で決する。

第 21 条 合同理事会は、役員および全理事で構成され、必要に応じて開催する。

第 22 条 学級理事・総務理事・校外指導理事・ふれあい実行委員は、各学級からそれぞれ選出され、学級部・総務部・校外指導部・ふれあい実行委員を担当し必要に応じて活動を行う。

第23条 この会の活動推進のために各種部会を置き、次の会務を分担する。また、各部毎に部員の互選により、代表数名を選出する。

- 1.学 級 部・・・PTA会員の親睦を図る。また、この会の会員に対し、必要に応じて地域社会関係諸機関および諸団体に対し、広報活動を行う。
- 2.総 務 部・・・校内の美化活動を行い、環境整備に努める。また、ベルマーク運動を推進し活動を行う。
- 3.校外指導部・・・児童の校外生活を指導するための事業を行い、地域社会の環境改善のために調査・研究する。

第24条 各種部会には教師理事が1名加わる。

第25条 各種部会の計画について重要な事項、また本会会務の施行上の細則は、常任理事会の審議を経て定めることができる。

第26条 理事の任期は1年とし、再任することができる。
理事代表を全うした時、任を得た児童に対してその児童が卒業するまで理事代表は免除とする。
ただし自薦による再任を妨げない。また、兄弟における理事代表は免除されない。

第27条 校長は、各会議に出席して意見を述べることができる。

第28条 この規約の改定は、常任理事会の議を経てその内容を会員に通知し、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

第29条 本規約は、昭和30年5月8日より実施する。

昭和32年5月 2日	一部改定	昭和33年4月28日	一部改定	昭和34年 月 日	一部改定
35年 月 日	//	38年5月25日	//	39年 5月30日	//
41年5月 1日	//	44年5月10日	//	47年 5月17日	//
50年4月17日	//	51年4月24日	//	53年12月 2日	//
61年3月 1日	//	61年5月24日	//	63年 6月 4日	//
平成 2年4月28日	//	平成 4年3月21日	//	平成 8年 5月 9日	//
17年5月12日	//	22年3月 1日	//	30年 5月16日	//
31年1月17日	//	令和 3年5月13日	//	令和 5年 2月24日	//
令和 6年5月16日	//				

細 則

1. 慶弔規定

- 第1条 本PTA（以降本会とする）の慶弔見舞いは、この規定の定めるところによる。
- 第2条 この規定の適用については常任理事会（以降理事会とする）にはかる。ただし、急を要するときは正副会長が協議の上処理し、理事会の承認を受ける。
- 第3条 本会会員または本校児童が死亡したときは、金5,000円もしくはこれに相当する物品をおくり、本会の代表者が会葬し弔意を表する。
- 第4条 本校児童が疾病傷害により安静加療（入院）が1ヶ月以上に及んだときは、金2,000円もしくはこれに相当する物品をおくり、本会の代表者が見舞う。
- 第5条 本会会員または本校児童が火災により重大な被害（疾病は除く）を受けた場合は、金3,000円もしくはこれに相当する物品をおくり、本会の代表者が見舞う。
- 第6条 この規定に定めがなく、急な判断を要する事項等については、正副会長が協議の上処理し、理事会の承認を受ける。
- 第7条 この規定は、平成16年5月12日より実施する。総会の承認を得て改正することができる。

2. 理事選出について

- 第1条 役員経験者は理事選出の際、クラス全員が理事経験者の場合であっても、家庭単位として各部理事を永年免除とする。

議 案 書

朝霞第三小学校PTA規約の一部改正について

提案日：令和8年5月14日

1. 改正の目的・概要

現行規約第23条第3号に定める「校外指導部」の活動については、近年の社会環境の変化や会員の負担軽減等を踏まえ、令和9年度より廃止するものとする。これに伴い、第23条第3号を削除するとともに、各学級からの理事選出数を現行の4名から3名に変更する。

2. 改正内容

第23条第3号（校外指導部の項）を削除する。

新 旧 対 照 表

条 項	改 正 前 (現 行)	改 正 後 (新)
第22条	学級理事・総務理事・校外指導理事・ふれあい実行委員は、各学級からそれぞれ選出され、学級部・総務部・校外指導部・ふれあい実行委員を担当し必要に応じて活動を行う。	学級理事・総務理事・ふれあい実行委員は、各学級からそれぞれ選出され、学級部・総務部・ふれあい実行委員を担当し必要に応じて活動を行う。 (「校外指導理事」および「校外指導部」を削除)
第23条	この会の活動推進のために各種部会を置き、次の会務を分担する。また、各部毎に部員の互選により、代表数名を選出する。 1. 学級部・・・PTA会員の親睦を図る。また、この会の会員に対し、必要に応じて地域社会関係諸機関および諸団体に対し、広報活動を行う。 2. 総務部・・・校内の美化活動を行い、環境整備に努める。また、ベルマーク運動を推進し活動を行う。 3. 校外指導部・・・児童の校外生活を指導するための事業を行い、地域社会の環境改善のために調査・研究する。	この会の活動推進のために各種部会を置き、次の会務を分担する。また、各部毎に部員の互選により、代表数名を選出する。 1. 学級部・・・PTA会員の親睦を図る。また、この会の会員に対し、必要に応じて地域社会関係諸機関および諸団体に対し、広報活動を行う。 2. 総務部・・・校内の美化活動を行い、環境整備に努める。また、ベルマーク運動を推進し活動を行う。 (第3号「校外指導部」の項を削除)
理事選出数 (各学級)	4名	3名 (校外指導理事の廃止により1名減)

3. 附 則

この規約の改正は、令和9年5月20日より施行する。

4. 提案理由

近年の会員の負担軽減および活動の実態を踏まえ、校外指導部の活動を廃止することとした。これに伴い、各学級からの理事選出数を4名から3名へ変更し、会員の役員・理事等の負担軽減を図るものである。

令和8年5月14日 定期総会 承認

三小PTA組織図

